

別記 第1号様式（第6条第1項）

年 月 日

習志野市長 宛て

(申請者・請求者)
 所在地又は住所
 事業者名
 代表者役職・氏名 印
 電話番号
 (事務担当者)

習志野市中小企業資金融資等に係る信用保証料補助金交付申請書兼請求書

補助金の交付を受けたいので、習志野市中小企業信用保証料補助金交付要綱第6条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請及び請求します。なお、裏面のいずれかに該当する場合は、補助金を返還します。

補助年度	令和 年度
利用した融資	<input type="checkbox"/> 市融資制度 <input type="checkbox"/> その他 ()
申請額及び請求額	円 (利用した融資が「その他」の場合、上限20万円)
振込先口座	
金融機関名	
支店名	支店
預金区分	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 貯蓄
口座番号	
(フリガナ) 口座名義	
添付書類	
(1) 住民票の写し（法人の場合は、履歴事項全部証明書）※1 (2) 当該信用保証料を一括で支払ったことが確認できるもの （証書貸付計算書及び振込が確認できる書類） (3) 市税を滞納していないことが確認できるもの（完納証明書）※2 (4) 当該信用保証料に係る信用保証書または信用保証決定のお知らせの写し (5) 融資を受けたことが確認できるもの（契約書） (6) 通帳の写し（名義人の読み仮名、口座番号が確認できるページ） ※1 利用した融資が「市融資制度」であり、その申請の際に提出済で、提出後変更がない場合は省略できます。 ※2 申請者が法人の場合は、法人名になります。	

(裏面)

- (1) 偽りその他不正な手段により融資又は補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 交付決定後6カ月以内に市外へ転出し、若しくは移転し又は営業を取りやめたとき。
- (4) 繰上償還し、千葉県信用保証協会から保証料の返還を受けたとき。